

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 1 月 27 日（金）第3283号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示	
○家畜伝染病予防法に基づく消毒方法の実施	（畜産課取扱い） 1
公 告	
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告	（商工政策課取扱い） 1
○一般競争入札公告	（管財課取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第78号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、県内家きん飼養農家（100羽以上の家きんを飼養するもの又は家畜保健衛生所長が指定するものに限る。）に対し次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

平成29年 1 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の目的
県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 2 実施する区域
県下全域
- 3 実施の期日
平成29年 1 月 31 日から同年 2 月 28 日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 4 消毒方法
消石灰等の消毒薬の飼養施設内（畜舎周囲及び施設外縁部）散布

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成29年 1 月 27 日から 4 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年 1 月 27 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 1 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ソレイユタウン加治木
始良市加治木町木田159番地 2 外 2 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- ア 変更前 株式会社カコイエレクトロ 代表取締役 梶井銀二郎
鹿児島市錦江町9番25号 外2社
株式会社ライトオン 代表取締役 藤原政博
茨城県つくば市吾妻一丁目11番1号
株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 渡邊孝男
福岡市博多区住吉二丁目2番1号
有限会社日の出屋 代表取締役 瀬戸日出雄
熊本県宇城市豊野町巢林1439番地1
株式会社アップストック 代表取締役 吉永瑞能
東京都北区栄町13番13号
- イ 変更後 株式会社カコイエレクトロ 代表取締役 三浦豊弘
鹿児島市錦江町9番25号 外2社
株式会社ライトオン 代表取締役社長 横内達治
茨城県つくば市吾妻一丁目11番1号
株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 宮田亮史
福岡市博多区住吉二丁目2番1号
株式会社ファイブ 代表取締役 吉富洋一
福岡県久留米市善導寺町木塚448-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ア 変更前 有限会社日の出屋 外1社 開店時刻 午前7時
閉店時刻 翌日の午前零時
- イ 変更後 株式会社ファイブ 開店時刻 午前9時
閉店時刻 翌日の午前1時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前 午前6時30分から翌日の午前零時30分まで
イ 変更後 午前6時30分から翌日の午前1時30分まで

3 変更年月日

- (1) 2の(1)の有限会社日の出屋に係る変更 平成26年5月31日
(2) 2の(1)の株式会社アップストックに係る変更 平成26年11月19日
(3) 2の(1)の株式会社カコイエレクトロに係る変更 平成27年9月28日
(4) 2の(1)の株式会社ライトオンに係る変更 平成23年8月1日
(5) 2の(1)の株式会社マツモトキヨシ九州販売に係る変更 平成28年4月1日
(6) 2の(1)の株式会社ファイブに係る変更 平成28年12月17日
(7) 2の(2)及び(3) 平成29年1月1日

4 届出年月日

平成28年12月27日
.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

なお、入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の方法によるものとし、同項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、別冊のとおりである。

平成29年1月27日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
鹿児島県行政庁舎清掃業務 一式

- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
 - (4) 履行場所
鹿児島県行政庁舎
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び審査等
次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
なお、資格審査の結果は、平成29年 2 月20日までに書面により通知する。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示第 302号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 本県内に本社を有する者であること。
 - (4) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から本役務の調達落札決定の日までの間に、物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第 3 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
 - (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業の登録を受けている者であること。
 - (6) 営業開始後 2 年を経過している者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後 2 年を経過しているものであること。
 - (7) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね 1 時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
 - (8) 業務開始時において、1 の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、かつ、そのうち清掃業務に 2 年以上の経験を有する者を 6 人以上配置することが可能であると認められる者であること。
 - (9) 業務開始時において、1 の(1)の清掃業務に従事する責任者として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 7 条に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定によるビルクリーニング技能士である者であって、清掃業務の責任者として 2 年以上の経験を有する者を 1 人以上配置することが可能であると認められる者であること。
 - (10) 1 の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成29年 3 月22日午後 3 時30分
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 1 階） 1 - A - 2 会議室
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
 - (3) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
㊦ 交付場所 鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番 1 号

(イ) 交付期限 平成29年 2 月15日午後 5 時15分

(4) 技術提案書

入札に参加する者は、入札説明書に定める方法により、平成29年 3 月 7 日午後 5 時15分までに技術提案書を提出すること。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者の中から、落札者決定基準で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。ただし、最低制限価格未滿で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3798

11 その他

- (1) この入札は，この調達に係る平成29年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は，平成29年4月1日に確定する。